

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書

我が国には、B型及びC型肝炎ウイルスの患者・感染者が合わせて300万人以上存在すると推計されている。ウイルス性肝炎は、感染時の自覚症状がほとんどないため、本人が気付かないうちに症状が進行し、慢性肝炎から肝硬変や肝がんへと移行するおそれのある大変深刻な病気である。現在、年間約3万5千人を数える肝がんによる死亡者は、その約9割がB型及びC型肝炎ウイルスが原因とされている。

このような中、平成20年度から、国による新しい肝炎総合対策「肝炎治療7か年計画」が開始された。この計画は、ウイルス性肝炎の有力な治療法であるインターフェロン治療に対する医療費助成や肝炎ウイルス検査の促進、診療体制の整備等を施策の柱とし、国と地方自治体が協力して肝炎の総合的な対策を講ずるものである。

しかしながら、これらの計画に基づく施策は、法令根拠がないため継続性が担保されておらず、国内最大の感染症と言われるウイルス性肝炎を克服するには依然として十分ではない。

よって、国におかれては、すべてのウイルス性肝炎患者・感染者を救済する総合的かつ長期的な対策を着実に実施するため、肝炎対策に係る基本理念や国、地方自治体等の責務を定めた基本法を早期に制定されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年10月7日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣